

令和3年3月16日

◎横山委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎横山委員長 本日の委員会は、昨日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

《警察本部》

◎横山委員長 それでは、警察本部について行います。

それでは、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、課長及び部長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎熊坂本部長 それでは、警察本部提出の予算議案2件、条例議案2件及び高知県が当事者である和解に関する議案1件の計5件について御説明いたします。

お手元の警察本部説明資料1ページの令和3年度当初予算施策体系を御覧いただきますようお願いいたします。

予算編成に当たりましては、県民の期待と信頼に応える強く優しい警察を確立し、県民が安全安心を実感できる高知県を実現するため、令和3年の県警察運営指針を、「高知県の安全・安心を守る強く優しい警察 ～県民に寄り添い、ともに歩む～」と掲げ、5つの重点目標の達成に向け、各種施策を推進することを基本方針としました。今回、人件費を除いた政策的な予算は80億8,314万5,000円で、前年度と比較して26億1,939万2,000円、47.9%の増額となっています。増額の主な要因は、最終年度を迎える高知警察署建設事業など、施設の整備にかかる費用でございます。

資料①令和3年2月高知県議会定例会議案(当初予算)の5ページをお願いいたします。

令和3年度の当初予算見込額は、款14警察費の欄に記載のとおり総額で243億9,308万円でございます。項別では、警察総務費が220億943万8,000円、警察活動費が23億8,364万2,000円となっております。

主な事業としましては、高知、室戸、宿毛の3警察署の建設事業、南海トラフ地震対策事業などがございます。本部から遠方にあり東西の拠点となる室戸、宿毛の両警察署の移転につきましては、同時期に2つの事業を始めることとなりますが、南海トラフ地震発生後の警察機能を維持するためには、早急に移転させる必要があるため、財政負担の平準化を図りながら事業を推進させていただきたいと考えております。

次に、債務負担行為に関しまして、17ページをお願いいたします。

上から4つ目の自動車保管場所証明電子化システム機器賃借料から指紋等情報管理システム機器賃借料までの5件の債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、第24号議案令和2年度高知県一般会計補正予算につきまして、資料③令和

3年2月高知県議会定例会議案（補正予算）の5ページをお願いいたします。

補正予算見込額は、款14警察費の欄に記載のとおり4,765万8,000円の減額となっております。補正の内容につきましては、退職者数が見込みを上回ったことによる退職手当などが増額した一方で、各事業の入札残などを減額したことによるものでございます。

次に、繰越明許費補正に関しましては、9ページをお願いいたします。

款14警察費の欄に記載のとおり、総額で2億192万2,000円の繰越明許費補正となっております。庁舎等整備費1億5,262万4,000円と、10ページの一般行政費2,369万円、交通安全施設整備費2,560万8,000円の予算項目につきまして、繰越明許をお願いするものでございます。

令和3年度高知県一般会計予算及び令和2年度高知県一般会計補正予算の事業内容に関する詳細につきましては、後ほど会計課長から説明させます。

続きまして、第51号議案職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、資料⑥令和3年2月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の6ページにございます。

本議案につきましては、関係法令の整備等により、新型コロナウイルス感染症から県民の生命や健康を保護するため、緊急に行われる措置に係る作業に従事した職員に支給される特殊勤務手当に係る規定が失効したことに伴い、引き続き特殊勤務手当を支給することができるよう必要な改正をしようとするものでございます。改正の具体的な内容につきましては、先般総務部から説明がございましたとおりとなりますので、重ねての説明は省略させていただきます。

続きまして、第62号議案高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして、10ページをお願いいたします。

この条例は、県民等の平穏な生活を保持することを目的として昭和38年10月に制定されて以降、5回の改正を経て現在に至っております。この間、科学技術の発達に伴う撮影機器の高性能化やインターネットの普及が進んだことで、現行条例では対応し切れない盗撮事案等が発生し、県民等の平穏な生活が害されております。こうしたことから、今回の改正で規制の強化を図り、県民等の平穏な生活の保持を図ろうとするものです。詳細につきましては、後ほど生活安全部長に説明させます。

最後に、第64号議案高知県が当事者である和解に関する議案につきまして、11ページをお願いいたします。

高知警察署の新庁舎用地として購入した高知県信用農業協同組合連合会の土地の地中から発見された松くい等の撤去費用について、高知県信用農業協同組合連合会に負担を求めておりました。今回、この件についてJAと和解しようとする案件でございます。詳細につきましては、後ほど会計課長に説明させます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

〈会計課〉

◎横山委員長 続いて、会計課の説明を求めます。

◎北村警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料②令和3年2月高知県議会定例会議案説明書（当初予算）に基づき、順次項目を追いながら主要な事業などを重点に御説明いたします。

679ページの公安委員会予算総括表を御覧ください。

令和3年度当初予算見込額は、243億9,308万円で前年度比28億7,726万9,000円、13.4%の増額となっております。

このうち、給与や退職手当などの人件費につきましては、163億993万5,000円で、前年度比2億5,787万7,000円、1.6%の増額となっております。人件費を除いた政策的な予算としましては、80億8,314万5,000円で、前年度比26億1,939万2,000円、47.9%の増額となっております。

それでは、歳入予算から説明します。資料の680ページを御覧ください。

款7分担金及び負担金は、高知市へ派遣している職員4名分の給料等の負担金で、前年度と同額の2,640万円です。

次の款8使用料及び手数料は、8億1,487万8,000円で、前年度比3,982万2,000円、4.7%の減額となっております。減額の主な要因は、自動車運転免許の試験手数料等の減によるものです。

続いて、682ページを御覧ください。

款9国庫支出金は9億4,427万1,000円で、前年度比3億7,690万5,000円、66.4%の増額となっております。増額の主な要因は、高知警察署建設事業を行うための警察庁からの補助金の増額に伴うものです。

款10財産収入は1億4,317万3,000円で、前年度比606万8,000円、4.4%の増額であり、増額の主な要因は、遊休財産売払い対象地の増加によるものです。

資料の683ページを御覧ください。

款14諸収入は1億2,470万4,000円で、前年度比786万1,000円、5.9%の減額となっております。減額の主な要因は、放置違反金の減によるものです。

款15県債は35億3,300万円で、前年度比22億1,900万円、168.9%の増額となっております。増額の主な要因は、高知警察署建設事業を含む警察施設整備事業債が20億3,400万円の増額となったことによるものです。

続きまして、歳出予算については、資料の685ページを御覧ください。

一番下にあります目1公安委員会費の予算見込額は6億6,323万4,000円で、前年度比8,216万2,000円、14.1%の増額となっております。増額の主な要因は、総合運転者管理シ

システムの道路交通法改正に伴う修正委託料の増によるものです。

右説明欄の一番下、1 公安委員会運営費の予算見込額は1,786万9,000円です。

資料の686ページの説明欄を御覧ください。

細目の主な内容は、公安委員会委員、警察署協議会委員及び留置施設視察委員の報酬や射撃技能等の講習の委託などに要する経費です。

説明欄中段の2 自動車運転免許費の3億6,508万円は、運転免許証の取得、更新に要する経費、一番下の3 安全運転講習費の2億8,028万5,000円は、更新時講習、高齢者講習、安全運転管理者講習などに要する経費です。

次に、資料の687ページ、目2 警察本部費を御覧ください。予算見込額は172億2,241万2,000円で、前年度比1億7,535万7,000円、1%の増額となっております。

右説明欄の1 人件費は、163億993万5,000円で、前年度比2億5,787万7,000円、1.6%の増額となっております。増額の主な要因は、給料や共済費等が減額した一方で、定年退職者の増による退職手当が増額したことによるものです。

続いて説明欄中段、2 一般運営費は、警察業務を運営していくための経費です。予算見込額は8億1,678万4,000円、前年度比8,142万7,000円、9.1%の減額です。減額の主な要因は、説明欄下から3つ目の電算処理システム修正等委託料の減によるものです。

資料の688ページを御覧ください。

説明欄上から2つ目のO S S推進警察協議会負担金989万1,000円は、自動車保有手続のオンライン申請、いわゆるワンストップサービスについて、全国システムを管理運営している協議会への負担金であり、中段の事務費7億6,296万2,000円は、会計年度任用職員に要する経費、駐在所家族報償費、パソコン・サーバー等の機器リース料や、国が進める行政手続の一部オンライン化計画に対応するための環境整備に要する経費などであります。

3 職員被服費の5,474万1,000円は、警察官の制服などに要する経費であり、4 職員福利厚生費の4,095万2,000円は、職員の定期健康診断や深夜勤務者の特殊健診などに要する経費を計上しています。

次に、目3 施設整備費を御覧ください。予算見込額は41億2,379万2,000円で、前年度比25億9,264万2,000円、169.3%の増額となっております。増額の主な要因は、最終年度となる高知警察署建設事業が、前年度と比較して約23億4,000万円増加していることによるものです。

項目説明の前に、室戸警察署の移転整備について説明させていただきます。お手元の警察本部の説明資料2ページを御覧ください。

室戸警察署は、海岸防波堤に隣接した立地にあることから、塩害による庁舎内外の腐食が著しく、また、南海トラフ地震発生後の津波による甚大な被害が予想されるため、現在の場所において警察活動を継続することは困難なことから、津波浸水区域外の移転先につ

いて検討してきたところ、室戸高校西側の農地を適地としたものであります。移転予定地は、津波被害の影響を受けないだけでなく、室戸市消防本部と隣接しており、発災時には、両施設が災害救助活動の拠点として連携でき、また、室戸市中心部に近く、迅速な事案対応が図れる点においても、適地であると判断いたしました。

今後のスケジュールにつきましては、令和4年度までに造成工事を完了し、令和5年度から令和7年度に設計、建設工事を行い、令和8年4月の完成を目指し、計画的に取り組んでいきたいと考えております。

項目の説明に戻らせていただきます。資料の688ページを御覧ください。

3施設整備費の右説明欄、1庁舎等整備費は39億826万9,000円で、その内容は、4か年計画の最終年度を迎える高知警察署建設工事や、宿毛警察署及び室戸警察署を建設するための土地購入等の経費、土佐警察署、須崎警察署外壁等の改修工事など、建物の新築、修繕に要する経費です。設計等委託料には、現高知警察署解体後に継続使用する別館の改修設計費用810万7,000円や、室戸警察署移転用地の造成設計に係る費用2,268万1,000円が含まれております。

資料の689ページを御覧ください。

説明欄一番上の公有財産購入費は、宿毛警察署の移転用地として、宿毛市が庁舎移転のために造成しました小深浦地区の高台の一部、約4,110平方メートルを宿毛市から購入する経費と、室戸警察署の移転用地として、室戸高校西側の浸水区域外の農地約3,710平方メートルを購入する経費です。

その下の高台移転施設整備事業費交付金は、宿毛市が実施した高台造成工事費のうち、道路等の共有使用部分について警察が負担するものです。

2施設維持管理費は、2億1,552万3,000円です。警察施設の点検・清掃委託、維持管理や修繕に要する経費です。

次に、項2警察活動費の目1活動費を御覧ください。予算見込額は13億465万2,000円で、前年度比6,897万3,000円、5.6%の増額となっております。増額の主な要因は、警衛警備対策の事業終了に伴う減額の方で、限界使用時間に到達する予定の航空発動機の修繕費用や、総トン数に応じて実施している警備艇法定検査費用の増額によるものです。

なお、活動費の節区分の欄、一番上の(8)報償費2,641万6,000円の中には、捜査用報償費が前年度と同額で1,500万円含まれています。

右の説明欄下から2つ目の一般行政費は2億1,190万円で、前年度比463万円、0.2%の増額であります。この細目の主な内容は、被留置者の処遇費、犯罪被害者へのケアに要する経費、警察電話の維持費及び職員の採用や研修などに要する経費です。

資料の690ページを御覧ください。

説明欄中段の細目事業2警察装備費は4億6,570万9,000円で、前年度比1億2,248万

3,000円、35.7%の増額となっております。この細目の主な内容は、航空機や車両、警備艇の維持管理などに要する経費です。増額の主な要因は、航空発動機の修繕及び須崎警察署配備の警備艇法定検査によるものです。

一番下の3生活安全対策費は2億4,827万8,000円で、前年度比5,603万3,000円、18.4%の減額となっております。減額の主な要因は、警衛警備対策の終了によるものです。

資料の691ページの説明欄を御覧ください。

この細目の主な内容は、例年と同様、特殊詐欺被害防止対策、少年非行抑止対策、サイバー犯罪対策、通信指令システムの運用に要する経費、街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金や南海トラフ地震対策の資機材整備に要する経費に加え、人身安全関連事案への対策として、近年増加の一途をたどるDV、ストーカーなどの相談を組織的に管理するため、相談・苦情・DV・ストーカー業務管理システムの改修委託や、オリンピック・パラリンピックの聖火リレーに対する警戒警備に要する経費を見込んでおります。

次に、中段の細目事業4犯罪捜査費は2億3,562万5,000円で、前年度比773万6,000円、3.2%の減額となっております。この細目の主な内容は、捜査用資機材や鑑定機器の整備及び保守、捜査支援システムの賃借料などに要する経費です。減額の主な要因は、捜査支援システム等のリース費用の減額によるものです。

資料の692ページを御覧ください。

説明欄一番上の5交通警察費は1億4,314万円で、前年度比979万6,000円、7.3%の増額となっております。この細目の主な内容は、スクアード・ストレイト方式による自転車交通安全運転教室や取締り資機材の整備のほか、各種システムの保守などに要する経費に加え、全国一斉に実施されます交通事故統計原票の改正に伴う交通事故情報管理システムの改修に要する経費などです。

次に、目2交通安全施設整備費を御覧ください。予算見込額は10億7,899万円で、前年度比4,186万5,000円、3.7%の減額となっております。

右説明欄1交通安全施設整備費は6億917万3,000円で、前年度比4,231万2,000円、6.5%の減額となっております。この細目の主な内容は、交通信号機の新設や移設、南海トラフ地震対策としての信号機電源改良のほか、信号灯器のLED化等の改良などであります。なお、減額の主な要因は、新設道路の標識・標示工事や道路改良に伴う信号機の移設工事等の減によるものです。

説明欄2交通安全施設維持管理費は4億6,981万7,000円で、前年度比44万7,000円、0.1%の増額となっております。この細目の主な内容は、交通信号機などの保守委託や道路標識・標示の補修工事のほか、交通信号機の電気料、専用回線料などに要する経費です。

続きまして、債務負担行為について694ページを御覧ください。表に記載の5つの事業について、債務負担行為をお願いするものであります。

まず、1つ目の自動車保管場所証明電子化システム機器賃借料は、自動車購入に必要な手続の一つである自動車保管場所証明、いわゆる車庫証明の申請についてインターネット上での手続を可能にする、自動車保有関係手続のワンストップサービスを整備するために必要となる経費です。

このサービスは、ナンバー取得や自動車税の納付を含め、自動車購入に必要な申請を一括して行うことができ、必要な手数料等についても、ネットバンキングやATMでの支払いが可能となることで、県民の利便性の向上と負担の軽減を図られるため、全国的に導入されているものです。今回、高知県として電子収納サービス、マルチペイメントネットワークシステムを利用できる環境が令和5年1月に開始見込みとなりましたので、この開始に合わせ、機器一式を5年リースにより整備するものです。

2つ目の情報管理システム機器賃借料は、重要事件現場や地震等災害現場の状況を撮影したヘリコプターテレビシステム映像を警察本部へ配信する設備について、平成23年度に地上デジタル化放送に対応するため更新しましたが、その後10年が経過し、故障した場合の部品交換も困難となっていることから、機器一式を10年リースにより更新するものです。

3つ目の航空発動機の修繕料等は、県警ヘリ「くろしお」に登載されている2基の発動機が、令和4年度に限界使用時間である4,000時間に到達することから、令和3年度から2か年計画で整備するものであります。

4つ目の重要事件捜査支援システム賃借料は、平成27年に更新しました同システムが6年が経過し、機器の経年劣化や不具合が生じていることから、新設道路への増設分と併せて6年リースにより更新するものです。

最後の指紋等情報管理システム機器賃借料は、犯罪現場などに残された遺留指紋から被疑者を割り出す犯罪鑑識に係る機器ですが、現行システムが令和3年12月末でリース満了を迎えることから、新たに6年リースにより更新するものです。

引き続きまして、お手元の資料④令和3年2月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）374ページ、公安委員会補正予算総括表を御覧ください。2月補正予算見込額は4,765万8,000円の減額であります。

まず、歳入予算につきましては、資料の375ページを御覧ください。

款9国庫支出金、款14諸収入につきましては、国の補助金交付決定額の減や交付金の契約差額など、歳入見込みを下回ったことによる減額であります。

款15県債の（2）交通安全施設整備事業債は、交通信号機の新設工事などにおいて、入札の結果、工事請負費が減額されたことなどによるものであります。

次に、歳出予算につきましては、資料の376ページを御覧ください。

増額補正につきましては、退職予定者が見込みを上回ったことによる退職手当の増8,466万7,000円、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの導入に伴い、OSS推

進警察協議会に対する全国システムの構築費用等を精算するための負担金4,980万8,000円
であります。

減額補正につきましては、会計年度任用職員の報酬、共済費等が見込みを下回ったこと、
及び競争入札による契約差額執行残の合計1億3,301万8,000円、交通安全施設の委託料や
工事請負費の入札残、需用費の執行残の4,911万5,000円であります。

次に、繰越明許費補正につきましては、資料の379ページを御覧ください。今回お願いし
ています繰越明許費の補正は3つの事業です。

1つ目の庁舎等整備費は、高知警察署建設工事において、新型コロナウイルス感染症等
の影響による物流の停滞などにより、4つの施工区分のうち、衛生設備工事及び空調設備
工事の出来高が今年度の予定に達しない見込みとなったため、繰越しをお願いするもの
です。

2つ目の一般行政費は、令和2年9月議会補正予算で御承認いただき、国の交付金を活
用して、2つの警察署の留置施設に隔離室を設置するものでありますが、本年度内に工事
の完了が見込めないことから繰越しをお願いするものです。

3つ目の交通安全施設整備費は、信号柱の移設工事に関するもので、入札が不調になっ
たため再入札に日数を要したことや、道路工事の遅れにより新設工事に着手できなかった
ことから繰越しをお願いするものです。

続いて、高知県が当事者である和解に関する議案につきまして御説明いたします。資料
⑥令和3年2月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の11ページをお願いいたしま
す。

高知警察署の新庁舎用地として購入した高知県信用農業協同組合連合会の土地の地中か
ら、事前の調査では確認できなかった松くい等が発見され、これがいわゆる隠れた瑕疵に
該当するとして、顧問弁護士等と協議して、高知県信用農業協同組合連合会に松くいの撤
去に要した経費を負担請求していたところ、費用の2分の1を負担するとの和解案が示さ
れ、検討した結果、和解案に合意することが妥当であることから、和解することにつつま
して、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎武石委員 まず、以前もこの委員会で質疑させてもらったことがあるんですけど、割と
規模の大きくない警察署の署員の勤務状況についてです。そういった署の署員から、結構
当直が頻繁に回ってきてというお話も聞いたことがあったので、ここでも質疑させていた
だいたんですけど、その後お聞きすると、警察本部から署のほうに増員を図って比較的
改善されているという状況も把握しています。それについてはその後、進展状況はどのよ
うになっていますか。

◎熊坂本部長 武石委員からの御質問の件についてでございますが、この4月から本部警務課に20名程度の余剰人員を抱えるようにしてございまして、特に規模の小さい警察署で、入校やコロナなどで人が欠けたときに即座に応援ができるように配置をする。特に、例えば西のほうであれば、あらかじめ中村署兼務に配置をしておいて、宿毛でもどこでも行けるような形で対応すると。やはり規模の小さい警察署の場合は業務量がそんなに多くないので、定員をどんどん増やしていくのもなかなか難しいんですけども、1人欠けると負担が大きくなりますので、そういったところについて本部のほうフォローするという体制をとっていくことにしております。

◎武石委員 平常のほうがいいでしょうけど、何かこう大きな問題、事件が起こったときの対応を心配されていたので、今の本部長の御説明で納得をさせていただきました。

もう1件、別件ですけど、横断歩道の盲人用の信号機の音声で、近所の住民から苦情が寄せられているという案件がありました。その後どのように対応するのかとお聞きしたところ、スマートフォンなどに信号が送られてくるシステムを導入するというお話もいただいたところですが、でも、視覚障害者の方みんながスマートフォンを持っているわけでもないだろうと思うし、その辺りでちょっと心配な点が残っているんです。やっぱり近所の住民の方にも理解を求めるともしていかないといけないのではないかなとも思うんですが、この点について今どのような状況になっているか、お聞きしたいと思います。

◎山崎交通部長 現在、信号機そのものは1,509基ありまして、そのうち250基について音声の装置をつけてございまして、そのうちの88%、基数で言ったら220基になりますけれど、これについて稼働時間の制限をかけております。

理由につきましては、周辺住民の方への配慮はどうしても必要でございまして、それから視覚障害者の方の利用頻度なども考慮して制限をさせていただいてございまして、いたずらに制限をかけているものではございません。できましたら24時間で稼働できるようにするのにこしたことはないんですけども、やはり常時音が鳴る以上、地域住民の方の生活権も守る必要があるということでございまして。それで今のところこちらにはもっと延ばしてもらいたいといった話はあまり入ってきていないんですけども、そういう話がありましたら、現地に行って、住民の方にも、それから利用者の方にも十分に説明をして、一番折衷できるところで解決できればいいと考えております。

◎武石委員 スマートフォンなどに信号が送られてくるシステムについての導入状況はどんな感じですか。

◎山崎交通部長 高知市幸町のところに、現在音響の信号機があるんですけども、そこを今、Bluetoothを利用しての高度化P I C Sと呼んでございまして、それを1台つけるべく予算要求をしているところでございまして。そこを利用されている方は、今のところは1人だけということなんですけれども、その方とも話をしまして、現在はスマートフォンを使

っていないんですが、もしそういうシステムに変わるのであればスマートフォンに変えてもいいと考えていると言ってくれています。

いずれにしても、そうなった場合には、慣れていただく必要があるというのは問題としてどうしても残ると思うんですけども、今全国的に増えてきていまして、警察庁も推奨しているという状況がございますので、取りあえず1基というところがございます。

◎武石委員 分かりました。視覚障害者の皆さんからは、相変わらず不安な声も聞かれますし、ぜひともいい接点を見出して、これからも改善策を進めていっていただきたいと要請をしておきます。

◎西森委員 警察署の建て替えですけども、室戸署と宿毛署が新しく建て替える用地等も購入するという事なんですけども、警察署の建て替えは、この宿毛、室戸で大体一連のところは終了になるんですか。残っているところはどのようなところがあるんでしょうか。

◎北村警務部参事官兼会計課長 警察署の建て替えにつきましては、老朽化とか浸水域であるとか耐震性の問題とかといったことで検討していく必要があるんですけども、現在古い警察署であれば安芸警察署が該当します。それから、一番古いのが南国警察署の香南庁舎で、古くて浸水域にございまして、耐震性も問題がありますので、これを移す必要があります。ただ、現在宿毛警察署、室戸警察署の建て替えを行っておりますので、財政に負担をかけない形で計画していきたいと思っております。

◎西森委員 あと、室戸署と宿毛署の移転用地の購入費がそれぞれ上がっていますけれども、坪単価というのはそれぞれ幾らになるのか教えていただければと思います。また、面積もできればお願いできればと思います。

◎横山委員長 西森委員、後で構いませんか。

◎西森委員 それでは、後で資料をいただければと思います。

それと、宿毛署の高台移転施設整備事業費交付金が1,400万円余り計上されているんですけども、もう少し具体的なことを教えていただければと思います。

◎北村警務部参事官兼会計課長 宿毛市が高台の造成工事を行っております、道路等を造っております。その高台に警察や海上保安庁、市役所が移転予定なんですけれども、道路や街灯、浄水槽などもお互い使うものであり、宿毛市が出し替えておりますので、その分を負担するという事でもあります。

◎西森委員 そうすると、この費用は毎年必要になってくるということなんですか。それとも今回の整備においてということか教えていただければ。

◎北村警務部参事官兼会計課長 整備費用につきましては、今回だと思えます。その後の維持管理などにつきましては、お互い応分していく形になろうかと思えます。

◎西森委員 そうすると、今年はこの1,400万円余りですけども、来年から恐らく電気代などをそれぞれが負担していくということになるので、ぐっと金額的には下がるという考え

でいいということですね。分かりました。

◎吉良委員 単価を比べてみると、随分と宿毛のほうが、造成したからということでもちょっと高いんですね。周辺の路線価を含めて検討なさったということだと思いますけれども、また資料を私にも回してくれますか。

それで、この交付金ですけれども、造成するのが宿毛市のほうですが、先ほどおっしゃったようなその他の国などと共有で使うというものが何があるのか、もう一度言ってもらえますか。最初の御説明では、道路の整備にという御説明でしたよね。普通、造成したら、道路の整備というのは造成したほうがつくるべきであって、こちらが交付金のような形で出すということは、あまりあり得ないと思いますけれども、その辺をもう少し御説明をいただければと思います。

◎北村警務部参事官兼会計課長 道路、街灯、浄水槽という共同で使うもので、その分を宿毛市が造っておりますので、その分の負担をするということでもあります。

◎吉良委員 街灯というのは、道路建設に関わっての街灯ですか。浄水槽とは。

◎北村警務部参事官兼会計課長 道路にある街灯です。高台に設置してあります道路、それと街灯、浄水槽等の共同で使うようなものであります。

◎吉良委員 浄水槽を、幾つかの公共的な施設で使おうというわけですか。それは、普通造成する側が浄水槽なども含めて管理するのが普通じゃないですか。それで、おいでくださいと。造成するにはそういう浄水槽や沈殿池を含めて造るのは当たり前なんですよね。今回どうしてそういう支出が必要になったのかというのが、いま一つよく分からないんですけれど。

◎北村警務部参事官兼会計課長 高台の移転につきましては、各機関がそこへ移転するというので、最初は共同で費用を負担するような話も出ていたらしいんですけれども、宿毛市がまず造っていただいて、そこを買うということになったと聞いております。その道路、浄水槽、街灯といったものもお互いで造るというよりも、宿毛市が先に造っていただいておりますので、その分の負担をしようということでございます。

◎吉良委員 普通、造成者側がそういうものは、道路も含めて側溝も調整池なども造るものなのですよ。それになぜこちらがお金を出さないといけないのかということをお聞いているわけです。何か法的な根拠があるんですか。

◎北村警務部参事官兼会計課長 法的なことまでについては、今この場で説明することはできませんので、後に詳しく説明させていただきたいです。

◎横山委員長 後ほど吉良委員に御説明をするということ。

◎西森委員 その具体的な負担金の内容を、浄水槽や街灯がどれぐらい、何本だとかそういうのを出示してもらったらどうでしょう。

◎横山委員長 後ほど、資料で説明をいただきますようお願いいたします。

◎武石委員 交通部長にお聞きしたいんですけど、あおり運転が社会的にかなり関心事になったわけなんですけど、最近のあおり運転の認知件数とか取締りの状況とかについて御説明いただけませんか。

◎山崎交通部長 法改正が去年の6月30日にありまして、妨害運転ということになったわけですけども、その法改正後、いわゆる妨害運転での検挙は高知県ではございません。ただ、それに近い車間距離不保持の違反については、高速隊が主体なんですけど、正確な数字が手元にないんですけど、30件ぐらいの件数がございます。

去年の9月23日には、地上のパトカーと一緒にヘリコプターが上からの取締りもしました。そちらでも車間距離不保持を2件検挙しております。大体は高速道路のほうで、下の一般道でも2件ほど検挙があったと思います。

◎武石委員 重大な事故につながるといけないので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎橋本委員 当初予算の交通安全施設整備費の6億ちょっとについて、関連をして聞きたいんですけども。室戸署や宿毛署が、南海トラフ地震対策によって高台に上がります。警察だけではなくて、公共の施設もかなり高台に上がったり、加えて民間の施設、銀行やスーパーも高台に行ってしまうような状況があると思ひます。

ある一定、人の流れは、この南海トラフ地震に対応した枠の中でかなり変わってきているんだらうと。人の流れも車の流れもかなり変わってきていて、以前はどうしてもそこに信号機などがなければならぬところが、もう必要なくなつたとか、新たに高台に人の流れができたのでつけなければならぬというのはたくさんあると思ひます。そういうことについての調査はやられていますか。

◎山崎交通部長 各署で、定期的ではありませんけどもやっていますし、要望等がありましたら、それを中心にその地域の調査を行つております。

◎橋本委員 前はどうしてもそういう施設が必要なところが、今回必要でなくなつたりとか、高台に移転することによって交通の流れが大きく変わつてというところはかなりあると思ひます。それぞれの自治体でそういう要請、要望は出てくるんだらうと思ひますけれども、それに対して、例えば信号機なら交通量などいろんな問題があつて、設置に対する基準、指針というのは出てくるんだらうと思ひます。

そういうことも含めて、例えば保育所、学校施設が高台に上がれば、人の流れというのはなくなつて、信号があつても交通安全施設があつても必要でない状況が確かに出てくるかも分からない。逆に新たにそういうものをつくらなければならぬところもあるんだらうと思ひます。

自治体任せということではないんでしょうけれども、警察もそういうことについては、しっかりある一定の調査をしながら変化を捉えていくという方向性にしなければならぬ

んだらうと思うんですが、いかがでしょうか。

◎熊坂本部長 橋本委員からの御指摘のとおり、我々としても交通量、事故実態や事故の可能性等含めて、そういうものにおいて信号機の必要性を考えておりますので、信号機の必要性がなくなったというところがあれば、それを撤去していくということも考えていますし、各署にも指示をしています。ただ、撤去といってもいきなり、はい、じゃあ今日からやめますというわけにはいかないの、地元住民の方に、撤去したとしても事故は増えることはないということを御説明した上で、御理解をいただきながら撤去していくと。一方で、新たなところに必要性があれば移設なり新設というのもやっています。特にバイパスなどができたときには、きちんとバイパスにも信号機をつけていきますし、旧道で不要なものがあれば、その必要性というのは吟味していくことは適宜やっているところでございます。

◎橋本委員 信号だけではなくて、保安灯であったり、いろんな交通安全施設があると思うんです。そういうことに対してもしっかりと向き合っていただければありがたいと思いますし、また要請もしておきたいと思います。

◎三石委員 捜査用報償費について、生活安全対策費の捜査用報償費が100万円、犯罪捜査費の捜査用報償費が1,350万円、交通警察費の捜査用報償費が50万円。これについて、もう少し詳しく説明していただきたい。

◎北村警務部参事官兼会計課長 捜査費につきましては、年間大体1,400万円から1,500万円程度で推移をしております。各セクションによって、金額は配分をしております。今年度はコロナの影響がございまして、接触機会が減少しております。年度で計算をしておるんですけれども、今のところ経費につきましては130万円ぐらいマイナスとなっております。しかしながら、上手に捜査に有効活用していきたいと考えておるところでございます。

◎三石委員 1,400万円から1,500万円で大体推移している、それを割り振っているわけですね。以前、捜査費のことできちんと使われているか随分問題になったことがあります。いろいろ調べて、何か捜査費を使うことが悪いような感じとか、そんなので萎縮してしまった時期があったように思います。そういうようなことはないんですか。十分に活用できているのか。これくらいで足りているのか。活動するためには、どの世界でもお金は要りますよ。十分かなと思うんですが、その辺りは。

◎熊坂本部長 捜査費の額につきましては、現時点では足りているというかそれで運用しているというのがあります。使ったほうが良いということについては、我々も情報を取ってきて捜査というのはできると思っていますので、積極的に使うように指示は出しております。ただ、なかなか使い慣れない若手などもありますので、そういったところにもきちんと情報を取ることの必要性と、必要であれば捜査費を活用するという点について、指導の徹底を図っていきたくと思っています。

◎三石委員 何でもかんでも使えばいいというものではないということは誰でも分かりますけれど、思い切って使えるように、また、それを使うぐらいの力量がないといけないと思います。

それと、警察学校のことについて、非常に生徒のタイプが変わってきているのでしょうか。警察学校の状況が以前問題になったのは、入学してきて随分辞める。指導が厳しすぎるんじゃないとかそんな意見もあったりするんだけど。私はそのときに、それは少々厳しくたって、徹底的に基本をたたき込んでもらわないとそこを卒業した人は、我々の生命その他いろいろを守ってくれるわけだから、怖がって逃げるということでは仕事にならないから、徹底して鍛え上げてもらいたいというようなことも委員会の場で言ったことがあります。警察学校の状況は、入校生から始まって退学者などの傾向、最近はどんな状況でしょうか。

◎熊坂本部長 手元に数字はないんですけれども、辞めていく人数は多少多くなっていて、去年はちょっと多めに出ています。それは、私のほうから直接学校長に、向いていない人間はやはり警察学校で見極めをしてほしいと。そこで、辞めさせるなどと言うと学校としては辞めさせないようにしますので、現場にみんな出ていってしまうと。その結果として、現場で、第一線の警察署で、警察官に向いていないという者が出てくるというのが多分にありますので、警察学校の中でできる限り育てたいという思いはあるんですけれども、向いていないと思ったときには本人とよく話をして、そこで辞めていく方も出てくるというような運営で今やらせております。

◎三石委員 本部長言われたように、本当に警察学校で見極めていただきたい。警察官として卒業して、世のためにやっていけるのかどうか、しっかり見極めていただきたいと思います。

それと、警察官といたら、ここにも書いてあるように「安全・安心を守る強くて優しい警察～県民に寄り添い、ともに歩む～」、このとおりだと思うんですね。本当にこうあってもらいたいんですけれども、警察では柔道とか剣道、逮捕術が象徴的なものですよね。遠征をしたり、練習をする環境は十分整っているのでしょうか。これも、動くにはいろいろ経費も要ると思うんですけれど、その辺りはどうなんでしょうか。

◎熊坂本部長 今はコロナの関係で、柔道、剣道はなかなか練習できないという実態はございますけれども、逮捕術などはきちんとやるように指示しています。練習の環境につきましては、警察署には道場もございまして、本部にも道場がございまして、環境的には問題がないと。あと、指導できる人間がどれだけいるかというところもあるんですけれども、それも本部の人材育成課と学校に師範といわれる職員がおりまして、柔道、剣道の指導の専門家もおりますので、そういった者が巡回指導する形でしております。あと、特に若手の育成の関係で、今の高知警察署でやっておるんですけども、集中的に術科の訓練を

強制的にやらせるということもやっております、それを今後各署にも展開していくことも考えているところでございます。

◎三石委員 例えば柔道でも剣道でも、全日本大会というのがありますよね。やっぱり警察という看板を背負って全国大会に出ると勇気が出ると思うんです。高知県警で全国大会に出るような、強い、優れた選手もいるんでしょう。何か枠があるように聞いたんですけども、どういう状況になっているんでしょうか。やっぱり伸びる子は伸ばしてやりたいと思うんです。全国にも行かせてやりたいという思いがあるんですけども、その採用枠とか、そういう警察官は何人ぐらいおるんでしょう。

◎熊坂本部長 人数は今把握をしておりますけれども、警察の中でも特練要員ということで機動隊などに配置しながら、柔道、剣道の練習をさせるというような者はおります。ただ、三石委員からあった全国大会に行けるところまでというのは、全国レベルでいくとその人数も少ないというのもありますので、なかなか厳しいと思うんですけれども、高知県の選手として育成はきちんとやっているところでございます。

◎三石委員 やっぱりやる以上は、その辺りのことまで留意しながらやっていただきたい。そのことは全員に勇気につながってくる、士気にも関わってくると思うんですよ。警察官ですから、柔道、剣道が本職になってしまうのはいけないですけど、やる以上は全国大会を目指すというぐらいの警察官が出てもらいたいですし、ぜひそういう思いで指導をしていただきたい。

最後に、これも以前に言ったことがあるんですけども、警察の吹奏楽部と言うんでしょうか、非常に装備にしても移動するにもお金が要るし、大変予算で厳しい面があるということを知ったことがあるんです。どうにかその辺りの予算も増やしたらどうかということも言ったこともあるんですけども、その辺りは最近どんな状況になっているんですか。

◎北村警務部参事官兼会計課長 来年度の音楽隊に関する予算につきましては、205万6,000円で、今年度よりは3万円減額しておりますけれども、今年度楽器等を一部そろえておりますので、現在のところそれで推移しておるところでございます。

◎三石委員 その辺りも警察の仕事をやりながら、ああいう形でイベントがあればいろんなところへ行ってやっていただけるんですよ。予算面でもある程度融通を利かせてやっていただきたいと思います。以前そういう話を聞いたことあるんですよ。本当のこと言っただけでよ、予算面でどうなのと。警察官はなかなか言わない、辛抱強い。でも、誰にも言わないから本音を言ってみてと言ったら、やっぱりそういうことがあるんです。だから、そういうことも含めて予算面でよくしてやったらと思うので言わせてもらっています。要請です。

◎石井委員 694ページの債務負担行為のシステム賃借料などのところなんですけれども、ちょっと期間が長い、例えば情報管理システム機器の賃借料では10年、11年ですか。何とな

く僕のイメージで申し訳ないんですけど、こういう情報システムは10年もたったら大分古くなったりして、もっといいものが二、三年でできたり、容量が小さくなったりとかする。システム更新は途中でするんでしょうが、11年は長いなと思って、その辺は何かあるんですか。

◎北村警務部参事官兼会計課長 更新前も10年でした。保守がついておりますので、その点は大丈夫だと思います。

◎石井委員 前も10年という話を聞きましたけど、これからデジタル化でということで、特にそういう機器の容量が必要になるのか、速度が必要なのか分かりませんが、前の10年とはまた違った10年かなという思いもあるので、今さら契約を見直すということは難しいかもしれませんが、ぜひ途中でいいシステムができればそこへ変えていくことも検討できるよう考えてもらえればと思います。

これでも無駄がない、損がない、十分というのであればいいんですけども、いろんな新しいほかのシステムなども入れつつやっていかれるとは思いますが、なるべく警察組織で最新システムでしっかりと高知県民の皆さんの安心・安全を守っていただきたいという思いがあるので、こういう機器の賃借は最新のものをいつも更新していく形のほうが、今後を考えるといいんじゃないかと思ったので、そういう観点も持ってこれから検討していただければと思います。

あと、高知警察署の部分で繰越しになっているんですけど、空調とコロナでの物流の関係で延びましたということなんですが、全体工期として最後は伸びないということで今やられているんですか。

◎北村警務部参事官兼会計課長 工期自体が2か月半ぐらいの遅れが出ておまして、当初の予定では令和3年12月完成予定でしたが、これは多分こける形になるのかなと思います。ただ、年度内の完成、開署を目指していきたいと思っております。

◎石井委員 2か月、3か月ということであればと思うんですけど、あまり急いで工期的なものを気にするあまり、お金が増えたり品質が悪くなったり、安全性の問題などもあるので、それを気にして早めにして何か悪いことが起きないように、スケジュール管理も含めて全体管理をしてもらえればと思います。

◎北村警務部参事官兼会計課長 先ほど西森委員からいただいた御質問ですが、宿毛警察署は1平米3万1,700円、室戸警察署は1平米9,000円でございます。

◎横山委員長 ありがとうございます。西森委員、よろしいですか。

◎西森委員 はい。

◎金岡委員 先ほどの宿毛署の建設費の件ですが、私のイメージとしては、造成工事を行った用地を取得するので、プラスオプションというイメージの交付金だと理解していいんですか。

◎北村警務部参事官兼会計課長 土地プラス街灯、道路等というイメージであります。

◎金岡委員 そういうところで宿毛市と折り合いがついたと理解しているんですが、それでよろしいですか。

◎北村警務部参事官兼会計課長 そのとおりでございます。

◎横山委員長 警察署長の裁量で、交通安全施設などをすぐに手当てする。例えばこの前学校安全対策課でも言っていましたけれど、スクールガードリーダーの方と一緒に回って、通学路の安全というのを警察も一緒になってやっていると思うんですが、警察がすぐに手当てしないとイケないというところを早急に手当てできるような予算というのを、交通安全施設整備費も大分減額となっていますけど、地元の警察署がしっかり手当てできる、すぐに対策できるような予算というのはあるんですか。

◎北村警務部参事官兼会計課長 道路の修繕であったりというのは施設維持管理費のほうでございまして、警察署は自分のところで直す予算はございませんので、警察本部の交通規制課に上申をして直すという形になります。

◎横山委員長 分かりました。土木部では、所長が裁量ですぐにいろいろ手当てして、側溝を直したり河川の草を刈ったりというのがあったりするんですけど、警察も地元の警察署と一緒に回ってくれているので、そういうことを手当てできるようなものもあればいいのかなと思いました。また、その本部に上げたら、ぜひ地元を優先的な感じで、本部も予算をしっかり回していただいたら、通学路の安心・安全に関わると思っていますので、そういう連携をしっかり図っていただきたいと思っています。

あと、当初予算の体系表にも一番下に出ていますけど、警察の中における女性の活躍、今後大変重要なことになってくるんだろうと思っています。今後どのように取り組むのか、本部長の御所見をお聞きしたいと思っています。

◎熊坂本部長 女性の活躍につきましては、我々としても優秀な人材の確保という意味では必要不可欠だと思っております。ただ、一方で女性だからといって現場でひるんでも困りますので、女性であっても力強い警察官にしていけないといけないという、そのバランスを取りながらやっていくということで、ほかの組織と違いまして女性の割合というのは極端に増えることはないと思うんですけども、必要不可欠であってかつできる限り多く採用し、幹部登用も図っていきたいと考えております。

◎横山委員長 よろしく願いいたします。

◎橋本委員 歳入の費目で、683ページの14諸収入の3に過料というのがあるんですが、これは罰金収入のことですか。前年度と比べて600万円少ない組立てになっていますが、ちょっと変な聞き方になりますけれども、要は取締りの強化を少し緩めるということではないですよ。

◎山崎交通部長 私のほうもちょっと調べてみましたところ、全国的にも検挙件数そのも

のが減っているということでございました。つまり、放置違反車両も減っているということで、それで、この制度も何年間かたって制度そのものが定着もしてきて、そういった意味で一定の成果も出ているのではないかと見ております。それで現在は、悪質なドライバーというか、そういう車両は検挙されている状況ということでございました。

◎上治副委員長 横断歩道の白線がどこのところでも大変薄れて見にくくなって、特に雨の日なんかはなかなか視界が悪くて大変だということはよく聞いているんです。交通安全の中で修繕などやっているんですけど、皆さん方のところからかなり要望が来ている、例えば100来ているとしたら、大体この予算で何割ぐらいまでは対応できるという見通しを立てているんですか。

◎山崎交通部長 横断歩道の補修の関係は、参考までに、去年は6,800万円ぐらいでございました。今年は8,300万円ぐらいということで要求をしております。横断歩道の本数でいえば、大体450本ぐらいの予定で予算を組んでいる状況でございます。そういった中で要望もたくさんあるわけですし、ある程度エリアを絞り込んで入札をかけていますので、それがうまくいくときもあれば、なかなかうまくいかないときもあります。今後の対策ということで、もう少しエリアを広げて計画して、それで入札して、そういった見えにくい横断歩道を少しでも減らしていきたいと、今後はそういうふうにやっていきたいと考えております。

◎西森委員 関連で。年度初めから比べると最近横断歩道も随分きれいになってきたのかなと。それで、あまり整備ができていなかったというのは、予算の関係なんですか。予算の関係だけでなくほかの要因もあるやに聞いたことがあるんですけども。例えばそれを工事する事業所の問題だとかがあるやにも聞いたんですけども、その辺りはどうなんでしょう。予算がたくさんあれば、しっかり全部整備ができていくということなんですか。

◎山崎交通部長 その点についても確認をしましたら、過去には2億円ぐらいの予算をいただいで、やり上げた年もあったということでございました。そのときには、実際にやってくれる業者の方も結構あったようですけども、現在はその指定の業者が12社でございませう。12社ですけども、実際入札に動いてくれる業者は8社しかなくて、それも一つの要因でございませう。

それで先ほどエリアを広げるという話をさせてもらいましたけれども、これもあまり広げすぎますと、今度は工期が長くなるとかあるいは警備員をすごく配置しないとイケないとかといったことで、また予算の関係で、入札が逆に難しくなったりという問題もありまして、その辺もなかなか難しい面がございませう。

◎西森委員 いずれにしても計画的に進めていただきたいと思ひます。私、高知市の高須に住んでいるんですけども、電車通りではもうほとんど全ての横断歩道が消えて

いて大変なことだなど思っていたら、ここ最近全部きれいになっていました。計画的に整備をしていただきたいとお願いをさせていただきます。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、会計課を終わります。

《生活安全部》

◎横山委員長 続いて、生活安全部の説明を求めます。

◎原田生活安全部長 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案の内容について御説明をいたします。お配りをしております警察本部説明資料の3ページをお開きください。

今回の条例改正の目的につきましては、社会状況の変化を考慮し、社会問題となっている盗撮等の卑わいな行為の禁止について、必要な改正をしようとするものです。

現行条例は平成25年に大幅な内容改正を行っておりますが、それ以降、スマートフォンの急速な普及や撮影機器の小型・高性能化はさらに進み、それに伴って、盗撮行為も悪質巧妙化して、県民の方々が不安を覚える事案が発生をしております。

また、SNSをはじめとしたインターネットの普及も進み、盗撮画像がネット上へ流出するといった2次被害のおそれも一段と高まるなど、法益侵害の深刻化が懸念されております。今回の改正は、こうした県民の方々の平穏な生活を害する卑わいな行為を規制しようとするものです。

それでは、改正の具体的内容について御説明をいたします。

今改正における卑わいな行為の禁止の改正要点は3点です。

1点目は、盗撮行為等の規制場所の拡充で、職場や学校、タクシー等の準公共の場所や乗り物、住居や公衆性がない浴場、便所等について新たに規制場所とするものです。現行条例は、公共の場所や乗り物、公衆浴場等しか記載されておらず、準公共の場所等で盗撮等を認知した場合は、刑法等を適用して対処しておりますが、これらの適用が不可能なケースがあります。また、法定刑が拘留または過料の軽犯罪法しか適用できないケースも多く、抑止力が限定的な同法では、県民等の平穏な生活を十分に保護できないことから、準公共の場所等を新たに規制場所に加えることで、抑止力の向上を図ろうとするものです。

2点目は、盗撮前段行為からの規制の導入で、人の脱衣姿を盗撮等するために、撮影機器を人に向ける、設置する行為を新たに禁止行為として規制するものです。現行条例は、映像記録が消去され存在しない場合や、目的とする下着等が記録されていなかった場合は、違反の立件が困難であるため、盗撮等の行為に対して十分な抑止力が働いているとは言えません。また、被害者感情に見合ったものともなっていないことから、撮影機器を準備の上、人に向けるまたは設置するといった、盗撮前段行為に及んだ時点から規制することで、抑止力の向上を図ろうとするものです。

3点目は、規制対象を被害者がいる場所へも拡大するものです。現行条例は、公共の場所、乗り物における規制違反の成立要件については、公共の場所、乗り物における犯行で、加害者と被害者の双方が同じ場所にいることが必要となっており、高性能化の一途をたどる撮影機器を使用した遠方からの盗撮行為等に十分対応できていません。この科学技術の発達という社会環境の変化に適切に対応するため、成立要件を公共の場所にいる人や、公共の乗り物に乗っている人に対する行為に拡大して、抑止力の向上を図ろうとするものです。

最後に、改正条例の施行日について御説明をいたします。施行日につきましては、約3か月間の周知期間を経た令和3年7月1日を予定しております。これは改正条例の抑止力を最大限発揮するためには、県民等への十分な周知活動を行う必要があるほか、誤りのない確実な運用を行うための警察職員の教養を行っておく必要があるからです。

説明は以上でございます。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 心配するのは、この2点目の盗撮前段行為からの規制の導入です。向けただけで、それが盗撮行為にできるとかいう判断は極めて難しいのではないかと思うんですけども、そこはどのようにお考えですか。

◎原田生活安全部長 今回の改正の、撮影機器を置く、設置する、向けるにつきましては、あくまでも、衣服等で覆っている下着や裸体を撮影目的で撮影できる状態の機器を撮影可能場所に設置するというところでございまして、その状況につきましては、もちろん設置者の供述や、撮影機器を向けられた者の供述、それと周りの状況等を総合的に判断をして事件の立件をすることになります。また警察職員につきましても、その点につきましては、十分法律の適用を誤らないように、教養を徹底していきたいと考えております。

◎吉良委員 恣意的にやってやろうと思って、目的意識にずっとあるだろうという場所でやっていないと、なかなかそれは証明できないと思うんですけども。冤罪が増えるんじゃないかという思いもあるんですけども。

◎原田生活安全部長 現実的には、やはり設置された場所などにもよると思いますので、ただ単に風景を撮影するか子供さんを撮影するときに写ったというようなものにつきましては、状況から見て明らかに分かると思います。実際に取締りにおいては、対象者が裸でいるようなところという外形的にも明らかに分かる形の取締りになると思いますので、恣意的な運用はできないと。それと、事件にするのであれば、警察、裁判所、検察庁も関わってきますので、警察が恣意的にということは法律の適用では考えられないところでございます。

◎吉良委員 そういう懸念がありますので、ぜひそういった形で、また効果を見ながら進めていただきたいと思います。

◎石井委員 周知期間中、十分な抑止力を発揮するために県民への広報活動ということなんですけれど、具体的にどんな広報活動を考えられているんですか。

◎原田生活安全部長 今回、予算で23万円余り取らせていただいております。それと、今回につきましては、改正概要を解説した広報用紙を作成することにしております。5万枚作成をいたしまして、署や市町村役場、コンビニ等で掲示予定のほか、ホームページ上にチラシを加えましてQ & A方式の広報文等を掲示したいと思います。また、警察の広報誌への記載、ホームページ、ツイッターでの周知、ラジオ広報、電光掲示板での掲示広報等々、また、各種会合時における説明等も丁寧にしていきたいと考えておるところでございます。

◎石井委員 こういうデジタル的なところでやられている方というのはSNSとかツイッターとかのネット環境の中での広報活動というのが一定目に入れば抑止になるんじゃないかという気がしました。そういうものをうまく使いながら、抑止、それからしっかり捕まえてもらえればと思っています。

◎吉良委員 日本経済新聞の報道によると、2月時点で38都道府県で条例改正となっております。その中で、本県のように盗撮を目的にカメラを設置したり向けたりという、準備行為そのものを条例の対象にしている県というのはどれぐらいあるんですか。

◎原田生活安全部長 盗撮目的での公共の場所の写真機の向け、設置につきましては、既に41県で規制がかかっております。

◎吉良委員 準備行為も対象にしている都道府県というのはそのうちどれぐらいですか。

◎原田生活安全部長 準備行為は向け、設置ということですので、公共空間であれば41、そして事務所、教室、タクシー等の準公共空間であれば37、そして公共の場所以外での住居や浴場、便所、更衣室などの脱衣空間につきましては28県で既に条例化の規制がかかっております。

◎吉良委員 あと、盗撮罪の創設も法務省も検討し始めているということですが、地域によってその適用事例が全然違ってくるということが出てくると思うんですが、例えば四国4県ではどうなのか、それから、その盗撮罪の創設に向けての動きを本部長がどのように捉えているのか、お聞きしたいです。

◎熊坂本部長 詳細については、生活安全部長に再度説明させますけれども、四国4県で並びというよりは全国的にこういう流れができていて、規制がかかってきている中で、当県がその犯罪の実行がやりやすいということになってはならないのではないかと。一方で、先ほど吉良委員からありましたとおり、それによって冤罪が増えるようなことは絶対にあってはなりませんので、こういった条例が成立した暁には、適正な運用を図って県民の安全安心を図ってまいりたいと考えております。

◎原田生活安全部長 徳島県は、盗撮の向け、設置が、公共空間、準公共空間、脱衣空間でもう既に規制をされております。香川県につきましても同様の規制をされておるんです

が、香川県については、脱衣空間の住居につきましては設置はされておられません。愛媛県については、先ほど申しました徳島県同様に設置をされております。

以上でございます。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、生活安全部を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《監査委員事務局》

◎横山委員長 次に、監査委員事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎中村監査委員事務局長 それでは、令和3年度の当初予算案につきまして御説明させていただきます。資料②議案説明書（当初予算）の697ページをお願いします。

令和3年度の当初予算額としまして1億7,360万8,000円をお願いしております。右の説明欄に沿って説明をいたします。

まず、1監査委員運営費の監査委員報酬499万2,000円は、非常勤の監査委員3名分の報酬です。

特別職給与費1,221万4,000円は、常勤の代表監査委員の給与です。事務費205万2,000円は、4名の監査委員が出先機関等の監査を行うための旅費などの活動経費です。

次の2人件費は、事務局職員16名の人件費です。

次の3監査委員事務局運営費の工事監査委託料55万8,000円は、技術的な調査を専門的な団体に委託するもので、監査の充実強化を図るために新たに取り組む事業でございます。

全都道府県監査委員協議会連合会等負担金は、全都道府県監査委員協議会連合会への負担金8万円と、四国4県監査委員協議会への負担金1万円を合わせたものです。

職員研修負担金16万円は、事務局職員が日本経営協会や会計検査院などが実施する研修を受けるための経費です。

事務費1,202万4,000円は、3名の会計年度任用職員の報酬や旅費などの事務局の活動経費でございます。

続きまして、令和2年度補正予算につきまして御説明をいたします。お手元の資料④議案説明書（補正予算）の381ページをお願いします。右の説明欄で御説明をさせていただきます。

1監査委員運営費で100万円の減額、2監査委員事務局運営費で110万円の減額をお願いしております。これらは新型コロナウイルス感染症防止対応で、研修の受講や県外事務所の監査を書面やリモート、さらにテレビ会議システムで行ったことにより、事務費等に不用が生じたことなどによるものでございます。

説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員事務局を終わります。

《人事委員会事務局》

◎横山委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎原人事委員会事務局長 令和3年度の当初予算について御説明をします。お手元の資料

②議案説明書（当初予算）の699ページをお願いします。

人事委員会の予算総額は1億2,709万3,000円ございまして、前年度比で773万4,000円、率にして5.8%の減となっております。

財源内訳のうち、特定財源166万1,000円は、市町村などから公平委員会の事務を受託していることから、その事務処理に要する経費を諸収入で受け入れているものでございます。

701ページをお願いいたします。歳出予算について、説明欄の項目に沿って御説明をさせていただきます。

1 人事委員会運営費は3人の委員の報酬と、人事委員会の全国組織や四国の組織に対する負担金やこうした会に出席するための旅費でございます。

2 人件費は、事務局職員14人の人件費でございます。

3 人事委員会事務局運営費は、職員の採用試験の実施や給与などの勧告報告に関するもの、あるいは職員の勤務条件の措置要求や不利益処分に関する審査請求の事務などを行うための経費でございます。

以下、委託料が並んでおりますが、ほとんどが採用試験に関するものでございます。

まず、適性検査判定委託料は、職員採用試験において、受験者の適性を判定するための検査に要する経費でございます。

次の試験問題作成等委託料は、障害者を対象とする選考試験や社会人経験者採用試験などの試験問題の作成委託料です。

次の点字版試験問題作成等委託料は、目の不自由な方が受験できるように、点字版の試験案内や試験問題などを作成するための経費です。

次の採用試験事務電算処理委託料は、採用試験業務を速やかに処理するため受験者の回答をデータ処理するための経費です。

702ページをお願いします。

動画制作委託料は新規予算でございます。オンラインでの情報発信の強化やデジタル化の推進の観点から、受験者の確保に向けて県職員の公務の魅力ややりがいをアピールするとともに、仕事の内容などを分かりやすく伝えるPR動画を作成するための経費ござい

ます。作成する動画は、受験を検討している方々の多くが見ている県のホームページの高知県職員等採用試験情報サイトに掲載するとともに、大学の説明会などの採用活動の場で活用することにより高知県庁や県職員の仕事への興味や関心を持っていただけるように情報発信に取り組んでまいります。

人事試験研究センター負担金は、上級試験や初級試験など、全国統一実施の試験問題の提供を受けております公益財団法人日本人事試験研究センターへの負担金でございます。

次の事務費の主なものは、採用試験などに要する職員旅費や印刷製本費、あるいは感染症対策を含む消耗品の購入費、広告費、会場借上料などでございます。

なお、来年度の採用試験については、試験の日程を3月2日に公表したところですが、上級試験、初級試験、社会人経験採用試験のほかに、本年度から土木職を対象に始めました社会人経験者UIJターン枠という試験がありますが、この試験に新たに林業職を追加いたします。

また、就職氷河期世代を対象とした採用試験も、引き続き来年度も実施をいたします。また、受験者確保及び受験者の利便性向上を図るために、氷河期世代を対象とした試験と障害者を対象とした試験の一次試験の会場に、これまでの高知会場に加えまして幡多会場でも実施をすることといたします。

続きまして、令和2年度の補正予算について御説明します。資料④議案説明書（補正予算）の383ページをお願いします。

人事委員会事務局運営費のうち、不用となることが見込まれる326万3,000円を減額補正するものでございます。減額予算の主な内容は、点字による受験を希望する方がいなかったことや、コロナ禍により会議や就職説明会の在り方が見直された結果として出張旅費の節減が図られたことなどにより、委託料と旅費を減額するものでございます。

説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

《議会事務局》

◎横山委員長 次に、議会事務局について行います。

それでは、議案について事務局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎行宗議会事務局長 議会事務局からは、令和3年度当初予算と令和2年度の補正予算を提出させていただいております。

議会事務局では、議会が執行部と緊張ある関係を保持しながら監視機能や政策提言機能

を十二分に発揮し、県民の方々の期待に応えられますよう、その補佐機関としての役割を果たせるよう努めているところでございます。

このため、取組の柱といたしまして、開かれた県議会の一層の推進、監視機能の強化、政策提言機能の強化、災害等危機管理事象への対応の強化、これらの4点を重点項目として位置づけまして、議員の皆様方の活動を積極的にサポートさせていただきたいと考えております。

また、議会における新型コロナウイルス感染症への対応につきましても、今年度は特別委員会の運営や臨時議会の開催、定例会での補正予算議案の追加提出などの局面に対応するとともに、議事堂における感染防止対策にも取り組んでまいりました。令和3年度におきましても、引き続き円滑かつ適切な議会運営に向けて努力をしてまいります。

次に、提出議案についてでございますが、令和3年度当初予算につきましては、インターネット中継システムの更新等によりまして、前年度より444万7,000円増額となります総額10億3,930万円余りの予算をお願いをしております。

また、令和2年度補正予算では、2,215万円余りの減額をお願いをしております。詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。

〈総務課〉

◎横山委員長 続いて、総務課の説明を求めます。

◎榎谷議会事務局総務課長 令和3年度の議会費の当初予算について御説明させていただきます。資料②高知県議会定例会議案説明書（当初予算）の5ページを御覧いただきたいと思っております。

令和3年度の議会予算は、10億3,930万8,000円で、前年度との比較で444万7,000円の増、率にいたしまして0.4%の増となっております。

右の説明欄を御覧ください。

まず、1 議会運営費につきましては6億9,786万9,000円で、前年度との比較で118万5,000円の減となっております。増減の主なものといたしましては、都道府県議会議員共済会負担金が負担金の率が下がったことによりまして、110万1,000円の減となっております。

次に、2 人件費の一般職給与費29人は、事務局職員29名の給与費で人数の増減はございません。総額で2億3,628万1,000円、前年度との比較で478万9,000円の減となっております。

3 事務局運営費につきましては1億515万8,000円、前年度との比較で1,042万1,000円の増となっております。

前年度からの主な変更点といたしましては、下から3つ目でございます県議会情報システム保守等委託料について47万9,000円増額しております。この委託料は、議会のネットワ

ークや情報システムを保守運用しているもので、この中で議員の皆様メールアドレスの付与などを行っております。今回、これに共有フォルダの機能を追加し、共有フォルダに事務局が議員活動に参考となると思われる各種の情報、例えば全国議長会から提供されます政府の動きに関する資料などをアップし、また、議会棟の外からもアクセスできるようにすることで、議員の皆様への情報提供の機能を強化しようとしております。

次の6ページの上から3つ目、冊子作成委託料57万円は、令和3年度の新たな取組でございます。これは、県議会の活動について、高校生をはじめ若い世代の方にも広く知っていただくようにするための冊子を作成し、議員と高校生との意見交換会の際などに配布をしようとするものでございます。

上から4つ目からの分担金、負担金につきましては、前年度と同じ内容で金額もほぼ同じでございます。

一番下の事務費につきましては、7,927万4,000円で、前年度との比較で989万9,000円の増となっております。増額の主な内容は、インターネット中継システムの機器の更新等に係る備品購入費828万1,000円でございます。これは、現在の本会議の中継システムの機器類が平成24年に整備してから8年以上経過しておりまして、幸い休憩中ではございましたが議場の中継映像が一時的に映らなくなるといった不具合も生じておりますことから、機器の更新を行おうとするものでございます。

当初予算の説明は以上でございます。

次に、令和2年度2月補正予算について御説明をさせていただきます。資料④高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の4ページを御覧ください。

総額で2,215万3,000円の減額補正を行うこととしております。右端の説明欄で御説明をさせていただきます。

まず、1 議会運営費につきましては、1,361万円減額をしております。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、委員会調査やフィリピンへの訪問事業が中止されたことなどに伴い、不用となった旅費等を減額しようとするものでございます。

次に、2 事務局運営費につきまして、854万3,000円を減額しようとしております。これは、議事記録反訳等委託料の執行残162万7,000円や、各委員会の出先機関等調査が中止されたことに伴い不用となりましたバス借り上げに係る委託料256万8,000円などを減額しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、議会事務局を終わります。

ここで、一旦休憩とします。再開は午後２時とします。

(昼食のため休憩 11時58分～13時59分)

◎横山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け審査いたしました予算議案14件、条例その他議案18件、報告議案1件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎横山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

それでは、採決を行います。第1号議案令和3年度高知県一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 挙手多数であります。よって、第1号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号議案令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号議案令和3年度高知県給与等集中管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号議案令和3年度高知県旅費集中管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号議案令和3年度高知県用品等調達特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり

可決することに決しました。

次に、第6号議案令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第6号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号議案令和3年度高知県県債管理特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第19号議案令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第19号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第24号議案令和2年度高知県一般会計補正予算の原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第24号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第25号議案令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第25号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第26号議案令和2年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第26号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第27号議案令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第27号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第28号議案令和2年度高知県県債管理特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第28号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第39号議案令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第39号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第44号議案高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第44号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第49号議案知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第49号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第50号議案職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第50号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第51号議案職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第51号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第52号議案高知県部設置条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決するこ

とに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 挙手多数であります。よって、第52号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第60号議案公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第60号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第61号議案高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第61号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第62号議案高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第62号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第64号議案高知県が当事者である和解に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第64号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第65号議案から第72号議案まで8件の議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、以上8件の議案を一括採決します。第65号議案南国市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案から、第72号議案高知中央西部焼却処理事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案まで、以上8件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第65号議案から第72号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第77号議案包括外部監査契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第77号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号議案令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎横山委員長 次に、意見書を議題といたします。

《意見書》

◎横山委員長 意見書案5件が提出されております。

まず、中華人民共和国海警法の撤回に向けた外交的対応を求める意見書(案)が日本共産党、県民の会から提出されております。

また、中華人民共和国海警法に深刻な懸念を表明し、必要な措置を講じることを求める意見書(案)が自由民主党、公明党、一燈立志の会から提出されております。この2件の意見書案は関連しますので、一括して協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 意見書案の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎調整できませんか。

◎読ませていただいたんだけど。海警法のことを中心に書かれておるんですけど、我々は海警法ももちろんだけど、一番いけないのは、現時点で中国が力による現状変更をやっているでしょう。尖閣諸島だけではなくて南シナ海であるとか。そういうもの全部が駄目だというスタンスであるし、それから、この力による一方的な現状変更を許さない、というところに力点を置きたいところです。どうでしょう。

◎国際法上は完全に抵触した行為なので、もう自制ということよりも、国際法上いけないだろうということに対して、しっかりとしたスタンスを取って交渉すべきというような考え方なんですよね。

◎それからもう1点、日本国政府に対しても、きちんとしたことをしてもらいたいということがあるがです。中国のやり方を見たら、どうこう言ってもいかんし、相手が現状変更しようとするんだからやっぱり我々も備える必要があるんじゃないですか。そういうところも言いたいわけです。

◎結局は、向こうがやってきたらしっかり対応できるだけの法的な整備、武力的な整備も含めてという。

◎そういうことですよ。向こうがそういうことをやるわけですから。

◎なかなか一緒にはなりません。

◎ここを、一緒になったらいいと思うんですよ。

◎一緒になったらいいと思うけど、ちょっと難しい。

◎けど、ちょっと難しいところがあるんじゃないかと思って。

◎1点目は、「深刻な懸念を表明し」というのは私からしてみたら弱いんですよ。我が国の管轄海域だなどと中国が主張して、曖昧模糊として、中国が管轄海域だと言ったら全部管轄海域だみたいな、こんなのは絶対許せないとまず打ち出して、国際的な世論をつくっていくことまずは必要だと思うんです。

その後は、現行の法でまずは対応していくということ、絶対許さないという立場でやっていくことが必要なので、それはまた今後のこととして、まず全体のそこの姿勢を県議会として高知県として毅然とした態度で、国にしっかり求めていく。腰を引いたんじゃなく国際法違反だときちんと指摘して、そして各国にも協調を求めていくという、まずその姿勢を示してもらおうというのが一致できるんじゃないかと思うけど。

◎その部分がね。

◎調整できないということですね。

◎横山委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書（案）が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎横山委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎はい。バツ。

◎ないですか。

◎横山委員長 正常に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、地域経済を立て直すため、消費税負担の軽減を含めた税制の公平化を求める意見書(案)が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎これはもう。ない。

◎横山委員長 正常に復します。

それでは、意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、放送事業会社「東北新社」による総務省幹部接待疑惑の真相究明を求める意見書(案)が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎はい。もう。

◎ない。

◎横山委員長 正常に復します。

それでは、意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日17日の委員会は休会とし、あさって18日木曜日の10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いします。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(14時18分 閉会)